

一般財団法人島根経済文化振興会寄付金交付事業助成金 募集要項

1. 主な助成基準

(1) 対象者

対象者は、一般財団法人島根経済文化振興会の設置目的に賛同し、本県経済・文化の振興に資する事業を実施しようとする法人及び任意団体とする。なお、理事長が寄付金交付事業を選定するために設ける公益事業審査会（以下、「審査会」という。）が助成するにふさわしくないとする政治活動や宗教活動等を行う団体等を除く。

(2) 対象事業

次の項目のいずれかに該当する島根県の経済・文化の振興に資する事業で審査会が助成を認めた事業。

- ① 先駆的な取り組みにより、他のモデルとなるもの
- ② 前例にとらわれず、旧来の取り組みをより効果的に進化しようとするもの
- ③ 助成を行うことで、地域の活性化に資するもの

(3) 助成金の額

一団体等あたりの助成金の額は、上限額を50万円（事業費の1/2以内）とし、予算の範囲内で決定する。ただし、助成金額に関し審査会が特に認めた場合はこの限りでない。

(4) 助成事業期間・回数

助成事業の実施期間は、原則として単年度とする。ただし、助成回数に関し審査会が特に認めた場合は毎年度の申請、審査、決定を経て、継続助成することができる。

2. 申し込みの受付期間

区 分	事業の実施時期	申し込み受付期間	助成決定時期
2026年度後期	2026年10月1日～2027年3月31日	2026年8月31日まで	2026年9月末
2027年度前期	2027年4月1日～2027年9月30日	2027年2月28日まで	2027年3月末

3. 申し込み方法

所定の申込書に必要な添付書類を付けて島根経済文化振興会事務局へ郵送又は持参する。

申込書は、島根経済文化振興会のホームページからダウンロードして使用する。

4. 申し込みに必要な書類

- ・申込書（助成金交付申請書）
- ・申請団体概要（団体の会則、会員名簿、HPアドレスほか）
- ・その他の添付書類（必要に応じて）